

記者発表（資料配布）		本紙を含めA4：2枚	
月／日（曜日）	担当部課名	電話番号	発表者名 （担当者名）
平成24年3月26日（月） 午後5時30分	議会事務局	0790-82-0668	議会事務局長 大久保八郎 （局長補佐 尾崎 基彦）

件名：佐用町議会「がれきの受け入れに関する決議」について

佐用町議会では、第49回佐用町議会定例会最終日（3月26日）において、添付資料のとおり、東日本大震災で発生した「がれきの受け入れに関する決議」を行いましたので、お知らせします。

がれきの受け入れに関する決議

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方をはじめとした東日本の広範囲にわたる地域が想像を上回る被害を受けた。

本町は、2年前に大水害に見舞われ、全国各地の皆様より真心の救援をいただき、今日、復旧、復興に向け頑張っており、この度の東日本大震災においても、石巻市、仙台市、女川町にと町職員をはじめ、社協職員、商工会、町内の多くの方々が総力を挙げて避難所運営、炊き出し、泥出しやがれきの撤去にできる限りの支援を行ってきた。

しかし、いまだに膨大な量のがれきが積み上げられており、復旧、復興の妨げになっている。がれきの仮置き場近くの仮設住宅に住む女性が「がれきを見ると涙が止まらない。心の傷がずっと続いている」と訴えている。

岩手県、宮城県、福島県、3県のがれきの総推計量は約2,253万トンで、未だ9割以上が処理できずに残っている。

がれきの処理は、本来、市町固有の行政事務ではあるが、本町においては大水害時、がれきの処理に近隣自治体に変にお世話になった。

日本中が共に痛みを分かち合い、がれきの処理をなんとかしなければ、被災地の真の復興は進まない。

したがって、本町議会は、国県からの要請を受けた場合、本町に対し、国が定める安全基準を明確にするとともに、町民の安全の確保をはかる十分な体制を整える事を条件に、通常の廃棄物と判断される物については受け入れる事を表明することを要請する。

以上、決議する。

平成24年3月26日

佐 用 町 議 会